

計画停電に関する緊急提言

平成24年7月20日

全国知事会

国は、6月29日に「エネルギー・環境に関する選択肢」を示し、8月中を目途に「革新的エネルギー・環境戦略」の決定に向けた国民的議論を進めています。こうした中で、地域においては今夏の電力不足をいかに乗り越えていくかが大きな課題となっています。

特に、今夏の厳しい電力需給の下、北海道、関西、四国、九州の各地域においては、節電目標の達成に向けた最大限の取組みを行うとともに、万一の計画停電の実施に備え、あらゆる事態を想定し準備を進めております。

計画停電は、突発的な大規模停電を回避するための最終手段ではありますが、あらゆる節電努力により、何としても避けなければなりません。

しかし、万が一計画停電が実施された場合には、人工呼吸器や人工透析などを利用する患者などの生命に直接的な危険が及ぶほか、産業活動や国民生活に多大の影響を及ぼすことから、国及び電力会社は、グループ分けやスケジュール及びひっ迫警報（第1報）から計画停電決定までに至る情報などについて、徹底した周知を図ることや、可能な限りの停電時間の短縮を図るなど、万全の対策を講じる必要があります。

また、国民の節電努力などにより計画停電が実施されなかったとしても、計画停電がいつか実施されるのではないかという不安感により、活動の自粛など社会生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、中長期的な電力の安定供給に向けた道筋を含め新たなエネルギー政策の方向性を早急に示すとともに、たとえ計画停電が実施されたとしても、産業活動や国民生活への影響が最小限に抑えられるよう、緊急に提言を行うものであります。

1 計画停電の回避に向けた最大限の努力

- ・計画停電の実施は産業活動や国民生活への影響が極めて大きいことから、発電所の事故防止、電力会社間の融通、緊急設置電源の新設、自家発電の活用、揚水発電のピーク時の活用など、国は、これを回避するための最大限の努力を行うとともに、電力会社に対して、同様の対応を求めること。

2 周知の徹底と可能な限りの時間短縮

- ・計画停電を実施する際の手順について、予め周知徹底を図ること。
- ・緩和措置の対象とならない医療機関の入院患者の一時転院や、児童・生徒の安全確保、工場の休日振替などが円滑に行われるよう、万が一、計画停電を実施せざるを得ないときには、国民生活への影響を緩和するため、国が主体的に責任を持って、計画停電に向けた周知徹底を図るとともに、停電時間を可能な限り短縮させるように、電力会社を強く指導すること。

3 医療機関や社会福祉施設及び在宅療養者などへの配慮

- ・緩和措置の対象とならない医療機関や社会福祉施設の入院患者、入所者、学校で医療的ケアを受けている児童・生徒及び在宅療養者において、停電により生命や身体の安全に重大な影響を及ぼすことがないように、自家発電装置の整備や医療機器の非常用電源等の確保及び緊急時の職員配置など見回り体制の確保を図るため、補助制度の創設や拡充、診療報酬・介護報酬の加算など所要の措置を講じること。

4 産業活動への影響緩和策

- ・計画停電の実施は、生産活動の停滞のみならず、産業の更なる空洞化を加速させ、地域経済や雇用への大きな影響が懸念されることから、緊急電源の確保などにより電力供給を維持できるよう、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修等に対する支援を行うこと。
- ・計画停電に備えた発電機の確保やリース制度の創設、保有する設備の稼働に対する燃料費への支援などを通じ、自家発電を促進すること。
- ・計画停電に伴う経済損失等について、補償制度の確立や政府系金融機関による融資の円滑化などにより、一次産業や中小企業等の経営への影響の緩和を図ること。

5 国民生活への影響緩和策

- ・国民生活のライフラインである上下水道・鉄道・道路などの関係施設や、港湾・海岸・河川・土地改良関係施設については、事故や災害への対応などの緊急時には計画停電時であっても通電措置を講じるなど、国民生活の安全を確保するために万全な対応を期すよう、電力会社を強く指導すること。

6 関係自治体との事前調整を踏まえた運用方針の決定

- ・今後、やむを得ず計画停電の準備を行う必要が生じる場合には、関係自治体から影響緩和施設についての要望を行う必要があることなどから、十分な準備期間を確保し、関係自治体と丁寧に事前調整を行った上で、計画停電の運用方針を決定すること。